

# 福井県報

号外第47号  
令和3年  
8月19日(木)  
火曜日発行

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第107号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制（昭和47年福井県公安委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

ただし、本改正に係る交通規制の改正および廃止について、当該規制標識等の変更および撤去が完了するまでの間は、改正前の規制内容を引き継ぐものとする。

令和3年8月19日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

### 公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正（一〇七・交通規制課）……………

### 目次

別表第1(2) 「一方通行の道路の区間」 福井警察署の表に次のように加える。

57 町道	永平寺町光明寺第9号10番地2先 えちぜん鉄道勝山永平寺線 光明寺1号踏切	3月1日か ら12月1 0日	自動車（軽自動車、自動二輪車および小型特殊自動車を除く）
		12月11 日から翌年 2月末日	自動車

別表第1(4) 「指定方向以外の進行を禁止する場所」 あわら警察署の表中

4 県道（金津丸岡線） 丸岡線	瓜生1字14番1先交 差点	県道（金津丸岡線） を北東進して県道（ 瓜生今福線）へ右折 する場合	終日	車両
--------------------	------------------	---	----	----

4 削 除

改める。

別表第1(4) 「指定方向以外の進行を禁止する場所」 小浜警察署の表中

17 県道（小浜 停車場線）	小浜神田49番地の1 先交差点	県道を南東進して市 道へ右折し、または 左折する場合	終日	大型貨物 自動車、 特定中型 貨物自動 車および 大型特殊 自動車
		県道を北西進して市 道へ右折し、または 左折する場合		
		県道を南東進して市 道へ左折する場合	午前7時か ら午前8時	車両（自 転車を除 く）

			県道を北西進して市道へ右折する場合	まで(日曜日および休日を除く)	車両(自転車を除く)
18	市道(小浜停車場線)	小浜竜田24番地先交差点	県道(小浜停車場線)を南東進して市道へ右折する場合 県道(小浜停車場線)を北西進して市道へ左折する場合	午前7時から午前8時まで(日曜日および休日を除く)	車両(自転車を除く)

17	県道(小浜停車場線)	小浜神田49番地の1先交差点	県道を南東進して市道へ右折し、または左折する場合 県道を北西進して市道へ右折し、または左折する場合	終日	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車および大型特殊自動車
18	市道(小浜停車場線)	小浜竜田24番地先交差点	県道を南東進して市道へ右折する場合 県道を北西進して市道へ左折する場合	午前7時から午前8時まで(土曜日、日曜日および休日を除く)	車両(自転車を除く)

改める。

別表第3「歩行者用道路の区間」 小浜警察署の表中

13	市道	小浜竜田24番地先から小浜神田49番地の1先まで	午前7時から午前8時まで(日曜日および休日を除く)	車両(自転車を除く)
13	市道	小浜竜田24番地先から小浜神田49番地の1先まで	午前7時から午前8時まで(土曜日、日曜日および休日を除く)	車両(自転車を除く)

--	--	--	--	--

改める。

別表第10(1)「最高速度を指定する区間」 福井南警察署の表に次のように加える。

160	市道	上叡生田町第5号95番地先から上叡生田町第6号41番地南東方約250メートル先まで	約520	30
-----	----	---	------	----

別表第10(1)「最高速度を指定する区間」 小浜警察署の表中

44	市道	丸山43号15番地先から丸山42号5番地先まで	約400	30
44	市道	丸山42号54番地の1先から山手1丁目7番26号1先まで	約1300	30

改める。

別表第14「一時停止場所」 あわら警察署の表に次のように加える。

393	市道	瓜生第6号8番地先交差点に西側から入ろうとするとき。		
-----	----	----------------------------	--	--

別表第14「一時停止場所」 小浜警察署の表に次のように加える。

493	市道	木崎第12号37番地の1先交差点に南東側および北西側から入ろうとするとき。		
-----	----	---------------------------------------	--	--

別表第21「信号機を設置する場所」 あわら警察署の表中

6	県道(金津丸岡線)	瓜生第6号8番地先		瓜生
---	-----------	-----------	--	----

6	削	除		
---	---	---	--	--

改める。

別表第22「横断歩道を設置する場所」 越前警察署の表中

233	県道(武生美山線線)	北町54号9番地の1先(北新庄駐在所東)	交差点	2
-----	------------	----------------------	-----	---

233	県道(武生美山線線)	北町54号9番地の1先(北新庄駐在所東)	交差点	3
-----	------------	----------------------	-----	---

改める。

別表第22「横断歩道を設置する場所」 小浜警察署の表に次のように加える。

498	一般国道162号	相生第22号17番地先(東相生)	単路	1
-----	----------	------------------	----	---

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」 あわら警察署の表に次のように加える。

58 県道(金津丸岡線) (瓜生)	瓜生第6号8番地先 (瓜生)	北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること。	車両
----------------------	-------------------	------------------------------	----

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 あわら警察署の表に次のように加える。

58 県道(金津丸岡線) (瓜生)	瓜生第6号8番地先 瓜生交差点から	北方約30メートル までの南進車線	2 終日
----------------------	----------------------	----------------------	------

令和三年八月十九日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県